

本件事故当時、栃木県那須郡那須町において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人及び被申立人は、本件に関し、下記1の損害項目（下記2の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 逸失利益 | 2 6 6 万 6 5 6 5 円 |
| (2) 追加的費用（検査費用） | 1 1 0 円 |
| (3) 追加的費用（検査費用以外） | 1 0 万 2 9 9 0 円 |

2 対象期間

自 平成23年3月11日
至 平成23年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の対象期間中に生じた同項1の損害項目に係る損害賠償金として、合計276万9665円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として既払金額201万0348円を支払済みであることを確認し、同金額を第2項記載の和解金276万9665円と清算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

第1項の1に掲げる損害項目（ただし、同項の2の対象期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月19日

（仲介委員 若林弘樹）